

総務常任委員会会議記録（概要）

平成24年3月5日（月）

開 会（午前9時0分）

中委員欠席

【議 事】

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

議会事務局所管部分

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

今年度は議会事務局の職員が1名増となったが、来年度は増員するの
か。また、時間外勤務手当は職員増に伴って削減しているのか。

村上議会事務
局参事

平成24年度の議会事務局の職員体制については、再任用職員1名の再
任用期間が満了しますので、その分については1名減となりますが、引き
続き臨時職員として任用するため、臨時職員賃金をお願いするものです。

時間外勤務手当については、平成23年度の執行時間は22年度と比べ
て大幅に減っていることから、それを見越した形で時間外勤務手当につい
ては、110万円の減として予算を計上しています。

城下委員

職員の増員については、平成24年度も要望したのか。

村上議会事務

平成23年4月に職員1名が増員となっていますが、その中で対応でき

局参事 　　と考えていますので、24年度の人員要望はしていません。

石本委員 　　平成24年度は埼玉県市議会議長会の会長市となるが、これによって議
会事務局は議長会の事務を行うということでよいか。

村上議会事務 　　そのとおりです。

局参事

石本委員 　　埼玉県市議会議長会の事務局となることで、予算が増額となっている部
分はあるのか。

村上議会事務 　　埼玉県市議会議長会の事務局に関わる予算については、埼玉県市議会議
局参事 　　長会事務負担金として計上しています。この負担金については、各市から
いただく負担金の中で賄いますので、その他の予算は計上していません。

松崎委員 　　議会事務費の手数料の中で、主なものをお示しいただきたい。

村上議会事務 　　手数料の主な内訳については、市議会だよりの新聞折込手数料が438
局参事 　　万1,776円、その他については、会議録検索システムデータセットア
ップ料などです。

【議案第8号 議会事務局所管部分質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時7分）

（説明員交代）

再 開（午前9時8分）

議案第39号「所沢市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質疑】

城下委員

今回の条例改正は、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を追加することだが、所沢市に該当する施設はあるのか。

大館予防課長

所沢市内にはありません。

城下委員

対象施設はなくても、省令の改正があった場合は、各自治体の条例も改正しなければならないということでしょうか。

大館予防課長

特定屋外タンクの手数料については、現状の条例の中にも位置づけています。今回の条例改正は、特定屋外タンクの種類が増えたことによるものです。

石本委員

入間市、狭山市、飯能市、日高市に対象施設はあるのか。

大館予防課長

狭山市については、固定屋根式タンクですが、航空自衛隊入間基地に3,000キロリットルのタンクが1基、3,884キロリットルのタンクが

1基あります。

石本委員

広域化すると、組合議会において手数料改正が審議されるということで
よいか。

大館予防課長

そのとおりです。

城下委員

広域化後の条例の取扱いはどうなるのか。

森田広域消防
課長

組合で新たに手数料条例を設けることとなります。

城下委員

各市の既存の条例の取扱いはどうなるのか。

森田広域消防
課長

各市の条例については、今後、各市議会に条例の廃止をお願いすること
になります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第39号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

消防本部、危機管理課所管部分

【補足説明】

小高消防長

3月2日の議案質疑において、荒川議員から「広域消防事業費」について、特別交付税額及び当初予算の特別交付税の中に計上されているのかとの質疑があり、特別交付税額については5,744万3,000円で、当初予算には計上されていないと答弁しましたが、その後、財務部長が特別交付税額は4,685万3,000円で、当初予算には計上しているとの答弁があり、正しくは財務部長の答弁のとおりです。

次に、同じく3月2日の議案質疑において、吉村議員から「広域消防事業費」についての質疑があり、追加資料をご用意いたしましたので、よろしくお願いたします。

杉田委員長

追加資料を配付してよろしいか。（委員了承）

委員に追加資料を配付

杉田委員長

追加資料を全議員に配付してよろしいか。（委員了承）

【質 疑】

城下委員

所沢市暴力団排除推進協議会交付金について、今年度はどのようなことを予定しているのか。また、所沢市内には暴力団と位置付けられる団体や

人数はどのくらいいるのか。

前田危機管理
課副主幹 暴力団排除推進協議会については、所沢市内の関係機関や団体及び住民等が総力を結集し、暴力団排除活動を展開することにより、暴力団の存在しない明るく住みよいまちづくりを推進することを目的としていますが、来年度は主に啓発活動等を行う予定です。また、所沢市内には暴力団の事務所はありませんが、構成員は60人程度で、所沢警察署刑事課が随時チェックしています。

城下委員 近隣市に暴力団の事務所はあるのか。

前田危機管理
課副主幹 事務所としてはありません。

城下委員 常備消防費の清掃委託料について、県の緊急雇用創出基金を使うとのことだが、この基金は単年度で終了するのか、あるいは平成25年度以降もあるのか。また、単年度で基金が終了する場合は、市費で清掃委託を続けるのか。

江口総務課長 埼玉県緊急雇用創出基金については、平成23年度で終了の予定でしたが、雇用状況の悪化や被災地からこちらに来られた方々のために、1年間

延期されています。今後については、以前は清掃員 1 名を雇用していましたが、財政が厳しい折、予算の節減のため、職員が清掃を行いましたが、専門ではありませんので、なかなか汚れを落とすことができませんでした。現在は、非常に消防庁舎内はきれいになっていますので、この基金が終了しても、清掃員 1 名の予算を計上して、常時の清掃を継続していきたいと考えています。

城下委員

埼玉県緊急雇用創出基金については、被災地の方々の雇用促進という面もあるとのことだが、現在の委託業者は被災地の方を雇用しているのか。

江口総務課長

県からは被災地からこちらに来ている方については優先的に雇用していただきたいとのことであり、業者にも伝えていきます。

城下委員

被災地の方の雇用については確認していないのか。

江口総務課長

把握していません。

石本委員

救急業務費の応急手当・A E D実技講習推進事業について、議案資料を見ると、近隣市の救命講習参加実績は所沢市と比べてかなり低い数字となっているが、これは救命講習の取り組みが各市で異なるので、参加実績に差が出るのか。

荒幡救急課長 救命講習の取り組みについては、国の指針に基づいて実施していますので、大きな違いはないと思います。

石本委員 他市と比べて所沢市の救命講習参加人数が多いのはなぜか。

荒幡救急課長 県内他市と比べると、川口市が2,998人、川越市が2,819人、越谷市が1,792人であり、所沢市が頑張っている結果であると考えています。

石本委員 議案資料の翌年度以降の見込み額については、平成25年度以降は毎年度202万4,000円を見込んでいるとのことだが、この数字は広域化後の見込みということによいか。

森田広域消防課長 翌年度以降の見込み額については、広域化に向けて他市の状況や事業内容をこれから精査しますが、今回見込み額を載せているということは、この予算額で積んでいくということです。

城下委員 予算を積むとのことだが、広域化後の予算については、各市が予算計上したものを精査するという形なのか。

森田 広域消防
課長 広域化後の予算については、まずは各市で行っている事業費を積んでいき、精査して組合としての予算にしていきますが、翌年度以降の見込み額については事業を行うために必要な金額ですので、そのまま計上したいと考えています。

石本委員 所沢市内でA E Dを設置している事業所については把握していると聞いているが、A E Dを使用した事業所については把握しているのか。

荒幡救急課長 実際にA E Dを使った事業所については、すべて消防本部で把握しています。A E Dを使った場合は、職員が事業所に行き、A E Dに残っている心電図のデータを取り出して医療機関などに提供しています。

松崎委員 所沢市内でA E Dを使った実績はあるということなのか。

荒幡救急課長 使われた実績はあります。

城下委員 埼玉県西部第一地域メディカルコントロール協議会負担金について、広域化による調整はどうなっているのか。

荒幡救急課長 地域のメディカルコントロール協議会の調整については、埼玉県メディカルコントロール協議会を中心に、全体の区割りの見直しを諮っていると

ころです。当地域は所沢市、入間市、狭山市、県南西部消防本部を1つの単位とした西部第一地域メディカルコントロール協議会となっています。広域化しますと埼玉西部消防本部が入りますが、埼玉西部消防本部は西部第二地域メディカルコントロール協議会に入っていますので、その調整については、これから実施していく予定です。

城下委員

平成25年度までには区割りの調整はおおむね完了するという見通しなのか。

荒幡救急課長

終了する予定です。

城下委員

区割りの調整についてはどのような課題があるのか。

荒幡救急課長

課題については、医療機関との調整があり、例えば、救急救命士が救命行為を行うための指示体制などが必要になると考えています。

石本委員

消防広域化事業費について、議案資料の歳出には組合の議会についての予算が計上されていないが、平成25年度の消防組合の予算についてはどのような過程で審議されていくのか。

森田広域消防
課長

平成25年度の消防組合の予算については、現在分科会や委員会を設置し、様々な検討を行っていますが、その中で事業費等を積み上げていき、8月頃にはある程度の骨子を定めたいと考えています。その後、構成市の財政担当を交えながら検討し、連絡会議において検討状況を各首長にお示ししながら予算を固めていきますが、構成市の負担金については3月議会で審議をお願いする予定です。

組合議会の費用については、4月から分科会が本格的にスタートしますので、その中で精査しながら予算を積んでいく予定です。

石本委員

所沢市の分担金については、来年3月議会に提案されるとのことだが、平成25年度の組合の予算については、組合議会は関与できないのか。また、初めての組合議会はいつ開催する予定なのか。

森田広域消防
課長

組合議会については、組合ができてからとなりますので、平成25年4月1日以降となりますが、1回目の議会開催については臨時会とするのか、あるいは定例会とするのかについては今後の検討事項であり、新規の組合議会の設立について県と調整していますが、当初管理者の専決からとなりますので、至急に臨時会を開いて、確認する形になると思います。

石本委員

管理者については、人口や財政の規模からすれば、所沢市長が管理者となる可能性が高いと思うが、5市の市長の会議によって管理者が決まると

いうことでよいか。

森田広域消防
課長 管理者の選任については、連絡会議等で内定し、平成25年4月1日に
首長にお集まりいただいて決めることとなります。

城下委員 追加資料について説明していただきたい。また、今回の予算については
広域化による財政の試算の時よりも減額されていると思うが、どの部分が
減額されているのか。

森田広域消防
課長 まず、追加資料「平成24年度当初予算における消防広域化事業費構成
市負担割合」についてご説明いたします。消防広域化事業費の総額につい
ては11億1,132万7,000円、それに対する歳入が9億9,64
4万円、一般財源が1億1,488万7,000円となっています。歳入
の内訳については、所沢市を除く4市の負担金が8億694万円で、所沢
市を含めた負担金の割合については、追加資料の最下段の全体負担割に記
載のとおりです。また、補助金については4,250万円で、そのうち4,
000万円については県の広域連携支援事業費補助金、250万円につい
ては消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金とな
っています。また、地方債については1億4,700万円となっています。

次に、負担割合については、大きく4つに分けています。まず、基準財
政需要額割については、通信指令センター改修工事、アナログ無線免許変

更手数料等により、経費は2億3,435万8,000円となっていますが、4,000万円の補助金がありますので、補助後の経費は1億9,435万8,000円となっています。計画時における経費検証との差額については、通信指令センター改修工事については102万5,000円の増ですが、内部情報システムについては、2,539万3,000円の減額となっています。

次に、消防救急無線デジタル化整備の基本設計の負担割については、デジタル化移行に伴い、各消防本部がそれぞれ単独で基本設計した場合の金額を合算したものを按分した負担割合とし、広域での経費1,470万円から補助金250万円を差し引いた1,220万円に対して、各市の負担金を算出しています。計画時における経費検証との差額については、42万4,000円の減額となっています。

次に、消防通信指令機器の負担割については、所沢市は平成19年4月に単独で高機能指令装置を整備していますが、来年度は機器更新を予定していますのでその費用を計上しています。他の消防本部については、単独で高機能指令装置を整備した場合の費用を試算し、その合算したものを按分して負担割を算出しています。計画時における経費検証との差額については、1億1,919万5,000円の減額となっています。

次に、組合準備関係経費(事務用品等)の負担割については、均等割となっています。

城下委員

消防通信指令機器の負担割については、所沢市は平成19年に整備し、来年度は機器更新とのことだが、所沢市は整備済なので、その分を差し引いた形で按分ということでしょうか。

森田広域消防
課長

所沢市は先行して整備していますので、機器更新にかかる経費2億1,978万7,000円を単独整備費として計上しています。他の消防本部については、単独で高機能指令装置と整備した場合の経費を計上し、それぞれの経費を按分したものです。

石本委員

議案質疑では、起債の元利償還金の50パーセントの部分は普通交付税の基準財政需要額に算定されるとのことだが、この起債は何年債なのか。

森田広域消防
課長

起債に関しては財務部が所管していますので、消防本部としては把握していません。

城下委員

来年度以降における一番大きな事業というのはどのような事業なのか。

森田広域消防
課長

平成24年度に関しては、必要最低限の部分を計上し、25年度予算については、1,813万8,000円の立ち上げ経費ということで、署所名や車両の変更などを見込んでいます。今後の一番大きな事業については消防救急無線のデジタル化であり、平成26年度から28年度にかけて整

備する予定ですが、費用検証では整備費として13億1,537万1,000円を見込んでいます。基本的な財政の考え方については、消防組合となったから消防費が増えないように、原資の中でやっていくのが前提となっています。ただし、市で払っていた退職手当等の共済費については、消防組合で払わなければなりません。

城下委員

共済費については、広域化により、現在、所沢市が払っている金額よりも多く負担するということでよいか。

森田広域消防
課長

共済費については、所沢市では今年度から退職者が増加しており、退職者と新規採用職員の給与の差が大きいことから、人件費の減となりますが、結果として所沢市が大きく増額するとはならないと考えています。ただし、数十年後には逆の現象が起きますので、長期的な視点で経費を見ていきたいと考えています。

松崎委員

逆の現象とはどういうことなのか。

森田広域消防
課長

退職者が少なく、その分の新規採用となりますと、退職者と新規採用職員の給与の差による削減がなく、経費がかかるということです。

石本委員

消防広域化事業費の手数料の内訳について伺いたい。

森田広域消防課長 手数料については、免許人の変更のほかに、情報システムの構築に関わるネットワーク環境の整備やホームページ開設費用などの設定費用として1,860万4,000円を計上しています。内部システムについては一括ではなく、手数料や委託料に分けて計上しています。

石本委員 現在、所沢市消防本部と書かれている消防車両については、消防組合の設立と同時に名称を変更するのか。

森田広域消防課長 車両を新しい名称に変更して、その上に現在の名称のマグネットを貼るという例もありますが、車両数が多いため、4月1日から適宜変更していく予定です。

城下委員 内部事務システム開発・導入委託料について、消防本部にはシステムに関する専門的知識を有する職員が何人いるのか。

森田広域消防課長 所沢市にはそのような職員はいませんが、他の消防本部では数名と聞いています。しかし、どれだけシステムに精通しているのかについてはわかりません。新組織では、システムのほかに、法規や財政もやらなければならないこと、また、消防団事務が市に移ることから、例えば所沢市の中で財政に長けている職員を消防組合に、消防組合の中で消防団事務に長けている職員を所沢市に移っていただくなどの人事交流を考えています。

城下委員

専門的な職員の育成についてはどのように考えているのか。

森田広域消防
課長

新組織の職員数については864名となりますので、採用に関しては専門的な技能を持った方の採用も考えていく必要があると思います。

安田委員

平成23年12月議会時点での計画と今回の当初予算の計画で大きな変更点はあるのか。

森田広域消防
課長

計画的な変更はありません。

松崎委員

消防団員退職報償金について、1人当たりの平均報償金はいくらか。

町田警防課長

消防団員退職報償金については、階級と年数によって細かく分かれており、階級ごとに5年刻みで金額が定められています。来年度の報償金の支給人数は27人で、最高が25年以上在職の分団長で60万9,000円、最低が5年以上10年未満の団員で14万4,000円となっています。

松崎委員

27人の退職が見込まれるとのことだが、それと同じ人数の団員が入るということでよいか。

町田警防課長	まだ、各分団からの報告はありませんが、通年であれば325名の定員を確保しており、退職者と同人数の入団を見込んでいます。
城下委員	消防団費の中で、消防広域化に関わる部分はあるのか。
町田警防課長	広域化後も消防団の組織は変わりませんので、広域化を見据えての特別な予算は計上していません。
城下委員	広域化後の消防組合と消防団との調整はどうなっているのか。
森田広域消防課長	現在、分科会や委員会を立ち上げていますが、スムーズな市への事務移行を検討していますので、消防団との連携を密にしながら移行を進めたいと考えています。
城下委員	平成25年度以降に消防団事務を担当する所管は決まっているのか。
森田広域消防課長	現段階では決まっていますが、市長部局と調整しながら決めていくものと考えています
石本委員	川越市において、消防団事務を担当する所管はどこなのか。

森田広域消防
課長

川越市については把握していません。

城下委員

防災会議委員報酬について、2回の会議はいつ開催されるのか。また、所沢市国民保護協議会委員報酬について、今年度と来年度の審議内容と委員報酬が計上された理由について伺いたい。

越阪部危機管
理課主幹

防災会議については、通常は防災訓練の日程調整で1回の開催ですが、来年度は地域防災計画の改訂についての審議をお願いするため、2回の開催となっています。開催時期については、1回目が4月末、2回目が地域防災計画の確定ということで10月頃を予定しています。

国民保護協議会については、平成22年度が国民保護に関する所沢市計画の改訂、23年度が国民保護実働訓練について審議していただきましたが、24年度については現時点で予定はありませんが、毎年補正予算を計上していましたので、今年度は計上したものです。

城下委員

防災会議の委員の任期は何年で、次の改選はいつなのか。国民保護協議会については、特に予定はないとのことなので、必要があるときに補正予算で計上すべきだと思うが、当初予算に計上したのはなぜか。

吉岐危機管理
担当参事

防災会議の委員の任期は2年で、平成23年度に改選しました。国民保護協議会については、国民保護に関する所沢市計画の中に個別避難マニュアルを作成するとなっておりますが、まだマニュアルは作成していませんので、できれば来年度に作成していきたいと考えています。現状では作成できるかどうかは難しいところですが、予算については計上したものです。

城下委員

防災ガイド・避難所マップ作成業務委託料について、障害者の方々に配慮した避難所マップ等は作成するのか。

吉岐危機管理
担当参事

現状、点字対応などについては対応していません。

城下委員

過去に作成した防災ガイド・避難所マップの中で、障害者に配慮したものは作成したことはあるのか。

吉岐危機管理
担当参事

過去の防災ガイド・避難所マップについても、その対応はしていません。

城下委員

障害者団体から防災ガイド・避難所マップについての要望は出されているのか。

吉岐危機管理 担当参事	防災ガイド・避難所マップに関しては障害者団体からの要望はありませんが、避難所における健常者以外の情報の伝達方法などについてのご意見はいただいています。
松崎委員	防災ガイド・避難所マップ配布作業委託料について、防災ガイド・避難所マップは単体で全戸に配布するのか。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	そのとおりです。
松崎委員	委託先はどこなのか。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	所沢市シルバー人材センターを予定しています。
松崎委員	広報ところざわと一緒に防災ガイド・避難所マップを配布すれば、委託料は安くなると思うがどうか。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	昨年度、新型インフルエンザの関係でリーフレットを配布した時に相談しましたが、広報の中に差し込むことでも広報と別々に配布することになるとのこと、特に安くないとのことでした。

城下委員

自動車借料について、消防広域化に関するものはあるのか。

江口総務課長

自動車借料については、消防本部のマイクロバスの借料のみとなっています。

【議案第8号 消防本部、危機管理課所管部分質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時13分）

（説明員交代）

再 開（午前10時25分）

議案第 8 号「平成 2 4 年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

出納室、選挙管理委員会事務局、監査事務局所管部分

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

県収入証紙購入費について、売り上げは落ちているのか。

加藤出納室長

平成 2 3 年度当初予算では、2,200 万円を計上していましたが、決算では若干下回る見込みです。また、2 4 年度予算は、大口の購入者が市外に移転する計画がありますので、200 万円の減額をお願いするものです。

石本委員

大口の購入者については、200 万円分の県収入証紙を一括で購入しているのか。

加藤出納室長

大口の購入者については、1 回に 200 万円から 300 万円の県収入証紙をご購入いただいている法人の方です。

城下委員

選挙費について、平成 2 4 年度に解散総選挙があるのではないかと報道があるが、それについての予算は計上しているのか。

大野選挙管理
委員会事務局
次長

平成24年度については、衆議院議員の任期満了となっていないので、当初予算には計上していません。急に解散となった場合は、補正予算を組むこととなりますが、選挙までに時間的余裕がないことも想定されるため、地方自治法第179条に定める長の専決処分により処置をさせていただくことになると思います。

松崎委員

選挙管理委員会は、年に何回開催されているのか。

大野選挙管理
委員会事務局
次長

平成24年度は、今のところ選挙の予定がありませんので、選挙人名簿の定時登録等の関係が4回、農業委員会委員の選挙人名簿の調製が1回の5回を予定しています。

城下委員

選挙執行費用の長の専決処分は、過去にあったのか。

小林選挙管理
委員会事務局
副主幹

任期満了でない選挙については、当初予算に計上していませんので、急に解散となった場合は、長の専決処分をお願いせざるを得ないものですが、過去にもその例は何回かありました。

石本委員

平成17年の衆議院議員選挙は6月議会閉会直後に解散し、9月議会中に選挙が行われた。この場合、通常では、解散から選挙までの日数は50日ぐらいかかり、選挙の経費は後払いのものが多いため、9月議会で補正

予算を計上したのか。また、どのような場合に専決処分となるのか。

小林選挙管理
委員会事務局
副主幹

衆議院については、解散に伴う選挙がいつ行われるのかわかりませんので、国会の動向などを注視しながら予算の作成を並行して進めています。解散となった時点で正式に予算を作り、すぐに市長にお願いして専決処分をしていただき、次の議会で専決処分の承認をお願いすることになります。

石本委員

出納室窓口での納税額は増えているのか。

加藤出納室長

出納室では、午前8時30分から9時までと午後4時から5時までの間で納税を受け付けていますが、多くの方は午前9時から午後4時までの間に指定金融機関派出所で納税をしていただいていますので、出納室で受け付けるものについては、特に増えてはいません。

【議案第8号 出納室、選挙管理委員会事務局、監査事務局所管部分質疑
終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時33分）

（説明員交代）

再 開（午前10時35分）

議案第18号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

今までは嘱託職員と臨時職員がいらっしゃるが、この改正で名称が違ったことによる隔たりや給与面が解消されるのか。

根本職員課長

これまで根拠が不明確な嘱託職員を廃止し、全て新しい臨時的任用制度に移行していくこととなります。

石本委員

期末賃金については、臨時職員1,593名のうち1,100名程度の職員が非該当になるとのことだが、支給対象の職員が多い所属はどこか。

根本職員課長

所属によって任用形態が様々であり、同じ所属でも週30時間を超える任用形態の職員を任用し、さらに短時間勤務の臨時職員を任用している場合もあり、所属ごとに区分するのは難しいと思います。

石本委員

期末賃金が支給される勤務形態の職員は、教育委員会が多いのか。

根本職員課長	教育委員会では、学校の配膳を行う短時間勤務の臨時職員が大勢います。また、市長部局では保育園の時間外保育で短時間勤務の臨時職員が多くいます。
城下委員	学習支援員は、期末賃金の対象外となるのか。
根本職員課長	学習支援員の勤務形態は把握していませんが、週5日間勤務で1日6時間の任用であれば期末賃金の対象となります。
松崎委員	週30時間以上の勤務が見込まれる職員数はどのくらいか。
根本職員課長	450人程度です。
石本委員	今回の改正に伴い、臨時職員の採用方針の転換はあるのか。
大館総合政策部長	方針転換よりも、条例改正の背景となった勤務時間と複雑化、多様化した賃金体系の整理が主たる目的です。採用は職場の実態を勘案しながら行われなければならないと考えています。
城下委員	他自治体の条例制定についてはどうなっているのか。

根本職員課長 現在、県内では6市が条例で規定していますが、具体的な内容までは規定されていないと聞いています。当市では、茨木市の最高裁判決が出される以前から任用根拠の明確化等を検討し、今回の条例化をお願いしています。他市については、当市の改正を参考に動くことになると思います。

松崎委員 期末賃金が支給される月30時間勤務の臨時職員と期末賃金が支給されない月29時間勤務の臨時職員で、年間の総支給額を時給に換算すると、どのぐらいの差となるのか。

平野総合政策部次長 時給に換算した資料はありませんが、期末賃金の支給額は賃金の1.8カ月分ですので、支給対象となる臨時職員には、年間で13.8カ月分の賃金が支払われます。一方、期末賃金の対象とならない臨時職員は年間12カ月分の支給ですので、支給対象者と比べると1.8カ月分少ない支給となります。

松崎委員 期末賃金の支給対象となる職員が多い職種はどのようなものか。

根本職員課長 保育士、介護認定調査員、医療職系の保健師、看護師、そのほか育児休業代替職員などです。

松崎委員 保育士の支給対象者は何名ぐらいになるか。

根本職員課長

200名弱だと思います。

石本委員

臨時職員の1時間当たりの賃金単価については、条例中の別表5で、准看護師が1,060円、准看護師(交代制)の日勤が1,210円となっているが、違いはあるのか。

根本職員課長

交代制の准看護師はローテーションによる交代勤務のため、日勤のみの勤務とは異なる扱いとなります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第18号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第19号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

総合政策部 所管部分（文書行政課、職員課、情報統計課）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

賃金計算業務委託料について、賃金支払事務を社会保険労務士に委託するということでしょうか。

根本職員課長

そのとおりです。

城下委員

保育園等の現場の負担軽減につながると思うが、庁内で対応するという議論はなかったのか。

根本職員課長

保育課や保健給食課などについては多くの臨時職員を任用しており、毎月の賃金の支払事務に係る負担が大きくなってきていますので、負担軽減の観点から委託するものです。

城下委員

委託ではなく、市役所の中で対応する議論はなかったのか。

根本職員課長

支払事務が一時期に集中することがあり、1カ所にまとめると事務の負担がかなり大きくなると考えられることから、そのような議論はありません。

んでした。

城下委員 保育士の臨時職員の賃金計算事務は各保育園で行っているのか。

根本職員課長 保育士の賃金計算事務は保育課で行っています。

城下委員 保育課での賃金計算事務が大変なのであれば、例えば、職員課がまとめて対応するような検討はなかったのか。

根本職員課長 一元的に行うことにより事務の効率化が図られるという中で、委託化の発想が出てきました。

城下委員 委託化は、どこが最初に発案したのか。

根本職員課長 職員課です。

城下委員 職員の賃金に関わるアウトソーシングの事業は、今回が最初か。

根本職員課長 これが初めてです。

石本委員 賃金計算業務費受入金というのはどのようなものなのか。

根本職員課長	一般会計予算以外で臨時職員を任用している市民医療センターからの受入金です。
石本委員	市民医療センターでは臨時職員を何名任用しているのか。
根本職員課長	現在47名です。
石本委員	予算額では1,700万円のうちの52万2,000円が市民医療センター分とのことだが、任用数では1,900名のうちの47名となっており、それぞれの市民医療センター分の割合が合わないのはなぜか。
根本職員課長	1,900名の任用というのは、一つの任用を1とした時に1,900回任用するということです。歳入の計算方法については、予算編成時の臨時職員の人数約1,530人で見込んでいますが、1,700万円を1,530人で除し、その時点での市民医療センターの臨時職員数47人を乗じて算出したものです。
城下委員	社会保険労務士は、どのように選定するのか。
根本職員課長	既の実績のある業者の中で、入札による選定を考えています。

城下委員

実績のある業者はどのくらいあるのか。

根本職員課長

実績のある業者は5社程度です。

城下委員

委託の内容が賃金ということで個人情報に関わる部分もあると思うが、その取り扱いについてはどのようにしているのか。

根本職員課長

仕様書の中に定めていくことになると思います。

城下委員

入札によっては委託先が変わる可能性もあるということでよいか。

根本職員課長

そのとおりです。

城下委員

5社というのは、市内の業者なのか。

根本職員課長

すべて市外の業者です。

松崎委員

臨時職員の勤務時間はどのように確認しているのか。

根本職員課長

出勤簿に勤務時間を記入するようになっており、それを所属長が確認することで管理しています。

安田委員 議案資料には、賃金支払業務は臨時職員にかかる業務全体の約6割の業務量となっており、委託することによって各所属における時間外勤務の削減を図るとなっているが、何人分ぐらいの業務が削減されるのか。

根本職員課長 臨時職員を任用している各所管では、臨時職員の賃金計算事務を専門に行っているということではありませんので、この課では何人というのは難しいところですが、全体では6.3人分と試算しています。

安田委員 社会保険労務士が対応すると制度の向上が図られるとのことだが、どのようなメリットがあるのか。

根本職員課長 社会保険料控除の誤りや年末調整の事務などについて間違いがなくなると思います。

城下委員 1,700万円の予算をかけて委託するのであれば、その予算で専門の職員を職員課に増員し対応することも可能だと思うがどうか。

根本職員課長 委託化による効果については、6.3人分と試算していますので、その分の人件費からしますと金額的には相当少なく済むと思います。

石本委員	職員採用試験バス運行補償料について、過去3年間の職員採用試験の受験者数は何名か。
根本職員課長	職員採用試験の受験者数については、平成21年度が661人、22年度が916人、23年度が808人です。
石本委員	職員採用試験については、会場の借料がかかるのか。
根本職員課長	会場借料として14万7,000円の予算を計上しています。
石本委員	バス運行補償料と会場借料の予算を合わせると30万円となるのであれば、大きな会場を借りた方が安上がりだと思うがどうか。また、他市と合同で試験を実施するなどの発想はあるのか。
根本職員課長	試験会場については机などの制約から、大学等に限られてしまいます。仮に他市との合同で実施した場合は、1カ所に対応できるのかなどの問題があります。現在、日本大学芸術学部をお借りして試験を実施していますが、当市の受験者だけでも相当なスペースを使いますので、合同で実施することについては、会場確保の面からも難しいと思います。
松崎委員	福利厚生委員会交付金について、補助金の種類はどの程度あるのか。

根本職員課長	補助金の種類は13種類です。
松崎委員	補助金のうち、金額の多いものを幾つか示していただきたい。
根本職員課長	施設等利用補助事業については、職員がリフレッシュのために施設等を利用した場合に年1回、1人当たり8,000円を限度に補助するもので、予算額は1,360万円です。次に、チケット割引助成については、福利厚生委員会で映画館の法人割引券を購入し、職員1人当たり月4枚までの範囲で販売するもので、予算額は950万円です。有料駐車場利用助成金については、通勤に配慮が必要な職員に対し助成するもので、予算額は600万円です。
松崎委員	施設等利用補助事業の施設とはどのような施設なのか、また、映画館の法人割引券はどこから購入しているのか。
根本職員課長	施設等利用補助事業の施設については、旅行に行った際の宿泊施設などです。映画の鑑賞券については、新所沢パルコとユナイテッド・シネマ入間から購入しています。
石本委員	川越市の職員厚生費のうち、補助金は1人当たり533円とのことだが、何が補助されているのか。

根本職員課長

川越市については把握していません。

城下委員

電子計算事務費に関して、システムに関する予算は総額でどのぐらいになるのか。また、システムについてよくわかる職員がいるのといないので、適正な料金の見極めなどで大きな違いが出てくると思うが、人材確保についての市の考えについて伺いたい。

浦山情報統計
課長

平成24年度の全庁的なシステム関係の予算については、借料、保守料、消耗品等を含めると約21億円です。人材確保については、職員が外部研修等に参加し、業者と対等な立場で検討できるよう努めています。ただし、オープン化をすすめていく中でシステムエンジニアの単価などは職員では試算ができない部分もありますので、コンサルタント業者に適正価格などについてのサポートをお願いしています。

城下委員

システムに係る費用のうち、国や県から補助されるものはあるのか。

浦山情報統計
課長

補助金については、あるとは思いますが、具体的には把握はしていません。

石本委員

コンサルタントを委託している業者はどこか。

浦山情報統計 課長	ITbook株式会社です。
石本委員	コンサルタント業者が提示した価格が適正かどうかについては、どのように判断するのか。
浦山情報統計 課長	日本電子計算機株式会社に提出されている大手6社の価格の平均と財団法人経済調査会が発刊している積算資料に掲載されている価格の平均価格と照合することとしています。
石本委員	単価表の照合については、コンサルタント業者にお願いしているのか。
浦山情報統計 課長	コンサルタント業者については、システム導入に係る仕様書の作成や提案依頼書など調達全般にわたって委託しており、単価表の照合はそのうちの一部です。
石本委員	オープン化に関する費用は各自治体で大きな差が出ているが、なぜ、このようなことが生じるのか。
浦山情報統計 課長	システムについてはパッケージをそのまま使用するのであれば、どの自治体も同じ金額になると思いますが、各自治体では、独自に行っている

サービスなどもあり、それらをカスタマイズとして修正することになりますので、自治体間で差が出るものと考えています。

松崎委員

コンサルタント業者に依頼し、購入価格が安くなることによってコンサルタント業者が得られるインセンティブはあるのか。

浦山情報統計
課長

インセンティブはありません。

石本委員

議案資料の更新スケジュールについて、平成26年度に8,385万2,000円と金額が大きく増えているのはなぜか。

浦山情報統計
課長

平成26年度は、税系システムの開発を予定しているためです。

安田委員

議案資料には調達も含めた経費の削減とあるが、具体的な削減額については算出しているのか。

浦山情報統計
課長

システム関連の経費削減については、現在情報統計課が管理している汎用機を廃止する方向で計画しており、年間で約2億円程度かかりますので、その分は確実に削減できると思います。

安田委員	オープン化に伴うものではなく、総合的に委託する中での経費削減の費用は算出しているか。
浦山情報統計課長	総合的な委託による削減費用については算出していませんが、職員ができることは対応するなどにより、経費削減に努めています。
福原委員	総合的経費の削減については、どの程度を見込んでいるのか。
浦山情報統計課長	これまでは随意契約によるものが多くありましたが、調達の透明性という観点から、広く業者より提案を求め入札等に変更していますので、削減効果は出てくると思います。
福原委員	競争原理を生かした調達の透明性の確保については、どのように担保されているのか。
浦山情報統計課長	特定の業者にとらわれことなく標準仕様を示しているA P P L I C (財団法人全国地域情報化推進協会)に登録している複数の業者から提案を求めて調達を行いますので、透明性は確保できると考えています。
福原委員	新たな技術導入とあるが、具体的にどのようなものを導入するのか。

浦山情報統計課長 現在、サーバが市庁舎内に乱立していますが、複数のサーバを1台のサーバに集約する技術も出てきていますので、その技術導入について検討する予定です。

福原委員 それ以外の新たな技術導入はあるのか。

浦山情報統計課長 特にありません。

福原委員 税系システムの更新時期を早め、汎用機の利用廃止のスケジュールを4年早めたとのことだが、なぜ早めたのか。

浦山情報統計課長 汎用機を利用し続けながら、順次オープン化をしていますので両方の機器を稼働させなければならず、両方を稼働させることによる経費を早く収束させる必要から、汎用機の利用廃止を4年間前倒ししたものです。

福原委員 更新計画については平成23年度に一部改訂とあるが、今まではそのような判断ではなかったと思うが、方針転換という判断でよいか。

浦山情報統計課長 そのとおりです。

石本委員	コンサルタント料はいくらか。
浦山情報統計 課長	704万9,000円です。
石本委員	コンサルタント料は、どこに計上されているのか。
浦山情報統計 課長	システム維持管理料に含まれています。
石本委員	公平委員会費について、直近の公平委員会の会議はいつ行われたのか。
平田文書行政 課長	公平委員会については、委員の改選に伴う会議を本年2月1日に開催しました。また、昨年9月には規則の一部改正、12月には職員団体の登録事項の変更のために会議を開催しました。
石本委員	災害支援対策費について、職員を派遣する場合は必ず協定を結ぶのか。
平野総合政策 部次長	長期の派遣については、派遣期間が半年あるいは1年となると協定を結ぶ場合がありますし、短期の場合は、出張命令で派遣することもあります。 大槌町のように長期にわたる派遣の場合は、協定を結び、後に派遣先に対

して人件費を負担金として請求することになります。

石本委員

所沢の場合、地域手当の基準は6パーセントであるのに8パーセントを支給している。派遣先に対しても8パーセントを請求する根拠は何か。

平野総合政策
部次長

派遣を受ける場合には、派遣先が給与を支払うことが条件となっており、当市の諸手当については、派遣先が承知し給与等を負担するということになります。

石本委員

地域手当の支給について、北海道、東北の物価が低いことを根拠としてきた経緯がある。物価が安い仙台市や大槌町に派遣する時に、当市が手当を負担する議論はあったのか。

平野総合政策
部次長

当市だけではなく、職員を派遣している他自治体でも同様の対応となっていると思います。地域手当は、国家公務員と地域の民間賃金水準とを補正するものであり、派遣する職員は独身者に限らず、家族がこちらに残る場合もありますので、派遣先の地域手当が低いから減額するという考え方は持っていません。

松崎委員

今回地域手当の支給方式は、例外ということなのか。

平野総合政策
部次長 例外ということではなく、協定を結ぶ場合は、これが通常的方式ということ
ことです。

石本委員 永年保存文書等保管業務委託料について、各自治体で公文書の管理の取
組みがなされているが、当市ではどのような考えなのか伺いたい。

平田文書行政
課長 永年保存文書等のうち、30年など保存年限を経過した文書について
は、所管に対して廃棄時期の到来を案内し、廃棄することになりますが、
歴史的文書にあたるものもありますので、生涯学習推進センターと協議
し、保存すべき価値のあるものについては、教育委員会に移管すること
になります。

石本委員 一般的な行政文書には、保存期間のランクがあるのか。

平田文書行政
課長 保存文書の中には市制施行前の文書なども保管しており、定期的に点検
を実施しながら傷んだものについては電子化などの対応をしています。ま
た、法令等で保存年限が定められた文書については、保存年限が記載され
たファイル基準表がありますので、それに基づいて保存年限を経過したも
のは廃棄処分としています。

松崎委員

給与費全般について、正規職員の給与総額と地域手当、扶養手当などすべての手当を含めた総額をお示しいただきたい。

根本職員課長

給与の総額については、102億9,374万1,000円で、手当を合わせると172億9,366万1,000円となります。この額は、特別会計や水道事業会計などを含めた総額です。

【議案第8号 総合政策部所管部分 質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時55分）

（説明員交代）

再 開（午後1時5分）

議案第41号「包括外部監査契約の締結について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

この監査についての事務事業評価は、どのように行うのか。

加藤政策企画
課長

包括外部監査報告書については、指摘を受けたことについて真摯に受け止め、策を講じ金額以上の効果が得られるように努めてまいります。

石本委員

この監査により、どのぐらいの経費が削減できたのかという具体的な数値目標は定めているのか。

加藤政策企画
課長

具体的な金額で目標値を設定することについては考えていません。

坂本総合政策
部次長

監査の指摘の中には数値的なものばかりではなく、組織の縦割りに関する指摘もありましたので、平成25年度の組織改正に向けての検討は十分に行う必要があると考えています。

城下委員

今回の契約金額は、平成23年度と同額か。

加藤政策企画
課長

平成23年度と同額です。

城下委員

1,500万円の委託料の内訳は、どうなっているのか。

加藤政策企画
課長

委託料については、基本報酬が140万円、実務費用が1,356万円、印刷製本費が4万円の3区分に分けて見積もりが出されています。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第41号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第 8 号「平成 2 4 年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分
秘書室及び総合政策部 所管部分（企画総務課、政策企画課、広報課）

【補足説明】な し

【質 疑】

城下委員

秘書経費の外国旅費について、常州市との姉妹都市締結 2 0 周年記念の
訪問予定はいつか。

石井企画総務

9 月末もしくは 1 1 月初旬を考えています。

担当参事

石本委員

広報紙配布作業委託料について、市長が広報紙の配布を自治会にお願い
をしてもよいのではないかと話をしたとのことだが、平成 2 4 年度は、今
までどおりシルバー人材センターに委託するのか。

鈴木広報課長

以前、市長が自治会の皆様とお話をした際に、そのような意向をいただき、市長から配布作業委託の可能性について調査をするように指示がありました。平成 2 3 年 4 月 1 日現在、市内 1 4 万 7 , 1 8 7 世帯のうち、9 万 6 , 5 2 1 世帯が自治会、町内会に加入し、加入率は 6 5 . 6 % となっています。残りの未加入世帯への対応が大きな課題となりますが、仮に郵送で対応した場合は、月 7 0 0 万円弱の経費が必要となるため、現実味が

ないと考えています。また、他の課題として、現在の自治会の皆様がポスティングをしていただけるとしても、果たして配布エリアの区域区分をきちんと設定できるのか、また、配布漏れや二重配布の心配等がありましたので、現段階では自治会、町内会の皆様に配布委託をお願いすることは困難であり、したがって、平成24年度もシルバー人材センターに委託したいと考えています。

石本委員

平成25年度以降については、改めて配布方法を検討するのか。

鈴木広報課長

市内各世帯へのポスティングについては、継続的に懸案となっている大きなテーマでもあることから、今後は自治会連合会などの現状等を確認しつつ、引き続き研究していきたいと考えています。

松崎委員

広報紙の配布回数は何回か。

鈴木広報課長

月1回、年12回の配布です。

松崎委員

1回当たりの配布単価はいくらか。

鈴木広報課長

現在、市の広報紙については、生涯学習推進センターの発行の情報紙「翔びたつひろば」と抱き合わせて配布しており、その1回当たりの配布単価

は11円で、双方が折半しています。

石本委員

都市高速鉄道12号線延伸促進協議会負担金について、平成23年度に比べ130万円の増額となった要因は何か。

石井企画総務
担当参事

都市高速鉄道12号線は平成12年に当時の運輸政策審議会の答申では、大泉学園から先については今後、整備について検討をすべき路線として武蔵野線方面までが位置づけられています。来年度予算については、平成27年に予定されている交通政策審議会において、延伸を優位にするための基礎調査の委託費用をお願いするものです。

城下委員

市の仕事公開評価事業に係る謝礼について、公開する仕事の提案方法などで変更となる部分はあるのか。

加藤政策企画
課長

平成23年度では事務事業の単位で実施しましたが、24年度は第5次所沢市総合計画の4つの重点事項をテーマとし、政策単位の評価とする予定です。

城下委員

評価人の変更はあるのか。

加藤政策企画
課長

テーマが4つになりますので、4班で行うことを考えています。1班につきコーディネーターが1名、市民判定人が20名を予定しています。

石本委員

公共施設等マネジメント推進事業に係る謝礼について、議案資料では平成24年度は所沢市公共施設マネジメント白書を踏まえ有識者等のアドバイザーから意見や内部組織の検討を進めるとなっているが、所沢市公共施設マネジメント白書には今後の市の方針が記載されているのか。

加藤政策企画
課長

所沢市公共施設マネジメント白書については、施設の利用状況や築年数などの基本的なことのほかに資産の有効活用の点についても若干触れる内容となります。

石本委員

市有財産のうち、最も多いと思われる教育財産についても聖域なく検討するのか。

加藤政策企画
課長

小・中学校を含めた教育文化施設、コミュニティ施設、体育施設などの186施設全てが検討対象となります。

石本委員

教育委員会は、空き教室を認めず、余裕教室という言い方をしているが、余裕教室については検討対象となるのか。

加藤政策企画 課長	余裕教室については、公共施設マネジメント白書の対象となっていますので、利用状況等を考慮し、有効活用のための検討対象となります。
石本委員	余裕教室について、利用している施設かどうかの判断はどのようにするのか。
加藤政策企画 課長	通常、児童・生徒のクラスは教室という位置づけで、音楽室などは特別教室という位置づけだと思いますが、それ以外の教室を余裕教室、空き教室と呼んでいる実情があります。違う目的での利用の頻度もありますので、それらの状況を踏まえるとともに、地域での需要も考慮しながら対象として検討していくものと考えています。
城下委員	議案資料に他自治体の類似する施策等として、さいたま市と習志野市が挙げられているが、どのようなことがなされたのか。
林政策企画課 主幹	さいたま市については、現在、会議で検討している状況で、習志野市は震災の影響もあり、はっきりとした方向性が出ていないようです。それ以外の他市の状況ですが、方針の中で具体的にこの施設を使わなくするか、閉鎖するところまで言及している自治体はありません。より良いサービスをするための基礎資料として使っている自治体がほとんどです。

城下委員	地域の集会所不足の解消については、高齢者の居場所作りやコミュニティを形成する場として、既存の施設を市民に開放していく考えなのか。
林政策企画課 主幹	今後、人口が横ばいの地域、大幅に減少する地域、高齢化がかなり進む地域もありますので、地域に合わせて検討することになります。
城下委員	公共施設マネジメント白書の内容を具体化していくには、全庁的な連携が必要になると思うが、今年度中に連携を図るのか。
加藤政策企画 課長	公共施設の利用状況等の調査については、平成22年度に全庁的な検討委員会で検討した経緯があります。今回の公共施設マネジメント白書の結果を受け、今後の対応については、全庁的な検討委員会で検討したいと思います。
石本委員	検討委員会の会議は何回を予定しているのか。
加藤政策企画 課長	講師を交えての会議は、5回程度を予定しています。また、庁内の検討委員会での検討も行います。
石本委員	1回当たりの会議時間はどのくらいか。

加藤政策企画
課長 講師を交えた会議は、2時間以内が目安となります。内部の検討会議については、回数の制約がないことから、1時間程度で検討することになると思います。

石本委員 講師を交えての会議は1回2時間をめどに5回開催とのことだが、対象施設を仮に180施設として計算すると、1施設3分程度で結論を出すことになるのか。

加藤政策企画
課長 会議は5回と限られていますので、庁内の検討委員会で取りまとめた内容を踏まえての会議になると思います。

安田委員 市有地の未利用地も対象となるのか。

加藤政策企画
課長 公共施設マネジメント白書については、186施設が対象ですので、未利用地などの土地は対象になっていません。

安田委員 文化会館と第2学校給食センターは対象となるのか。

林政策企画課
主幹 平成24年度は、それらの施設を含めて検討していくこととなりますが、公共施設マネジメント白書は平成22年度を基準に使用している施設を対象としていますので、対象にはなっていません。

石本委員	公共施設マネジメント白書の資料編などに、使用していない施設の一覧は記載されるのか。
林政策企画課 主幹	施設の利用状況を中心に調べていますので、未利用の施設については、検討する中で取り上げられることはあると思いますが、公共施設マネジメント白書の中には出てきません。
城下委員	行政経営推進委員会委員報償について、前年度に比べ減額となっているが、どのような審議を予定しているのか。
加藤政策企画 課長	平成24年度は4回の委員会開催を予定しています。テーマとしては、持続可能な行財政のあり方や効率的な経営のしくみなど行政経営上の課題について審議する予定です。
城下委員	行政経営推進委員会委員の変更はあるのか。
加藤政策企画 課長	現在の委員の任期は、平成24年6月30日までとなっています。1回目の会議では、第5次行政改革大綱策定に向けた提言についてその内容を踏まえた審議をし、その後は委員の改選を行い、新たな課題について審議していただく予定です。

城下委員 男女共同参画審議会委員報酬について、来年度の審議内容はどうなっているのか。また、東日本大震災以後、災害時の女性に対する支援のあり方が課題となっているが、テーマとして取扱う予定があるのか。

渋谷企画総務課主幹 男女共同参画審議会については、今年度と来年度にわたり、「災害・防災と男女共同参画について」をテーマとして協議することになっています。

石本委員 イメージマスコットグッズ作成委託料について、ところんのぬいぐるみは何個作るのか。

石井企画総務担当参事 ぬいぐるみについては、大きさ30cmのものが150個、9cmのものが500個を作る予定です。その他、ポロシャツが200枚、携帯ストラップとキーホルダーが各2,000個、クリアファイル3枚1組のものが800セット、シールが1,000枚を作る予定です。

石本委員 イメージマスコットグッズは、子どもや学生の表彰式にも使用することだが、どのような基準で贈るのか。

石井企画総務担当参事 グッズの贈呈については、まだ、詳細は決まっていますが、スポーツ、音楽、文化等大会の大きさや格付けにより決めることになると思います。

石本委員	他市では、どういう販売戦略をとっているのか。
石井企画総務 担当参事	近隣の新座市には「ゾウキリン」というイメージキャラクターがあり、30cm程度のぬいぐるみを3,500円で販売しています。まず、20個程度作成しましたが、その後、増産していると聞いています。
石本委員	まちづくりセンターでぬいぐるみ等を販売する考えはあるのか。
石井企画総務 担当参事	今後、検討したいと思います。
石本委員	審議会等における女性の委員の割合を上げるためには、どのような取り組みを行っているのか。
渋谷企画総務 課主幹	審議会を所管する各所属長に対して、男女共同参画の趣旨を説明し、女性の参加率の向上に努力していただくようにしています。
石本委員	現在の到達率はどのくらいなのか。
渋谷企画総務 課主幹	平成22年度末は、27.2パーセントです。

城下委員

女性の委員がない審議会はあるのか。

渋谷企画総務
課主幹

平成21年度は10件、22年度は8件で、主な審議会等については、
農業振興地域整備促進協議会や技能功労者表彰選考委員会などです。

【議案第8号 秘書室及び総合政策部所管部分質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午後1時50分）

（説明員交代）

再 開（午後1時53分）

議案第20号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

今回の条例改正は、たばこ税の税率を引き上げて、それに合わせて法人税の税率を引き下げるとのことだが、その関連性について伺いたい。

島崎市民税課
長

今回のたばこ税の税率改正は、法人税の実効税率の5パーセント引き下げによるものです。国の法人税率は30パーセントですが、それを4.5パーセント引き下げるもので、法人市民税は、法人税額を課税標準としていることから、法人税額が下がることにより、市民税の法人税割額も自動的に下がります。また、法人税に関わる部分は下がりますが、法人税に係る課税ベースの拡大等により、県の法人事業税は増加します。その結果、県の税額は増加し、市の税額は減少するという不均衡が生じることから、その調整として、県のたばこ税の税率を引き下げ、市のたばこ税の税率を上げるといって調整を行うため、条例改正をお願いするものです。

城下委員

法人税額が下がることによって、法人市民税額も自動的に下がるので、それを市のたばこ税の税率引き上げで調整したということでしょうか。

島崎市民税課長 法人市民税が下がり、県の法人事業税が増えるということから、県と市との不均衡が生じますので、それを調整するために今回の法改正が行われたものです。

城下委員 議案質疑では3億円の増減で収支は同じになるとのことだが、今回はたまたま同じだったのか。また、平成25年度以降についても、今回のような調整は継続されるのか。

島崎市民税課長 平成22年度の決算数値が出ていましたので、その法人税割額及びたばこの売り上げ本数をもとに試算したところ、それぞれ約3億円となったものです。また、平成25年4月から施行されますので、その時点におけるそれぞれの年分の法人税割額及びたばこの売り上げ本数によって、金額は変わるものと考えています。

城下委員 平成22年度の決算ベースでは収支は同じだったとのことだが、たばこをやめる方が増えてきていることから、マイナスとなる可能性はあると思うがどうか。

島崎市民税課長 たばこの売り上げ本数については、喫煙率が低下していることから、若干減少するものと見込んでいます。

城下委員 市民税の分離課税に係る所得割額の特例については、退職所得の10パーセントの税額控除が廃止されるということで、平年ベースで1,500件、3,000万円の増収とのことだが、退職所得については今後増えていく予定なのか。

島崎市民税課長 今後については、5年間の平均で見ますと、1,500人程度で約2億7,000万円と考えています。

石本委員 個人市民税に係る退職金の計算式について伺いたい。

島崎市民税課長 退職金の所得割額の計算方法については、支払金額から退職所得控除額を差し引き、残った金額を2分の1にして、それに市民税の税率6パーセントを掛けて算出するものです。退職所得控除額については、勤務年数20年以下の年数は40万円掛ける勤続年数、20年を超える年数は1年当たり70万円を控除することができ、その合算となります。

【質疑終結】

【意見】

城下委員 議案第20号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」ですが、法人税は減税、その一方で退職所得に係る所得割への10パーセントの税額控除が廃止されるものであり、質疑の中でも、平成22年度決算ベ

ースで比較すると、約1,500件が影響し、この廃止により、対象者全体で約3,000万円の増税となるということがわかりましたので、これについては反対します。

石本委員

議案第20号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」、民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。

退職金税制は長年働いて得た所得なので、普通の一時所得と異なり、かなり配慮された税制となっています。今回の地方税法改正では個人市民税の退職所得にかかる市民税所得額割の10パーセント税額控除を廃止するものです。

個人市民税の退職金に関わる税制は、勤続20年以下は40万円に年数を掛けた金額、勤続21年以上はそれ以降の年数に70万円を掛けた金額が所得から差し引かれます。さらに、その金額から2分の1を掛けた金額が退職所得金額となり、その金額に6パーセントの税率が掛けられます。さらに、今回の条例改正前ではそこから10パーセントの税額控除がされます。

今回の条例改正がなされるとどのようになるのか。ここで市民に容易に理解していただくために22歳で大学を出て、T市役所に60歳まで38年間働いて、退職金を3,000万円受け取ったAさんの事例ではどうなるのでしょうか。まず、退職金から所得控除の金額を計算します。勤続20年までは40万円掛ける20年で800万円、勤続21年以降は18年

掛ける70万円で1,260万円となります。先の800万円と1,260万円を足した合計2,060万円がまず所得控除されます。このケースでは3,000万円から2,060万円を差し引いた940万円になりますが、退職税制ではさらに2分の1が掛けられ、470万円が課税対象となる退職所得金額となります。この470万円に税率6パーセントを掛けた28万2,000円が退職金に掛けられる個人市民税額となります。

さらに今まではこの28万2,000円の10パーセントの2万8,200円が控除されていたわけです。今回の条例改正ではこの2万8,200円の部分が廃止となります。この3,000万円の退職金のケースで影響する金額は0.1パーセントにも満たない金額です。この事例からもわかるように10パーセント税額控除の10パーセントという数字が一人歩きして、あたかもものすごく影響があるように聞こえますが、実際はそうではないことがご理解いただけたのではないのでしょうか。

また、こうした事例からもわかるように今回の条例改正で対象となる市民は、世間一般から見て高額な退職金を受け取る市民の方です。そもそも退職して得る所得の視点から、課税対象金額の計算については、条例改正後も相当の配慮がまだまだ残っています。

さらに退職金税制が整備された時は今の時代と異なり、預貯金などの金利が高い時代でした。翌年度の課税が原則の地方税にとって現年払いの退職金に関わる税制は例外的な税制であり、かつては運用などを考えると10パーセントの税額控除をすることに正当性もありました。しかし、近年

のゼロ金利の情勢の下、こうした10パーセントの控除をする意義がなくなつたと言えます。以上申し上げて、賛成の意見といたします。

安田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第20号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。

本議案は、議案資料にもありますように、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法」及び「地方税法」が平成23年12月に一部改正されたことを受け、所要の改正を行うとともに、規定の整備をする議案でございます。何ら反対する理由は見当たりませんので、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第20号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

財務部所管部分

【補足説明】

桑野財務部長

3月2日の議案質疑において、末吉議員から「小手指市民ギャラリー業務管理委託料」についての質疑があり、追加資料をご用意いたしましたので、よろしくお願いたします。

杉田委員長

追加資料を配付してよろしいか。（委員了承）

委員に追加資料を配付

杉田委員長

追加資料を全議員に配付してよろしいか。（委員了承）

【質 疑】

石本委員

第二市民ギャラリー管理委託料について、小手指市民ギャラリーの要綱は第二市民ギャラリーの要綱をまねて作ったと聞いているが、第二市民ギャラリーと小手指市民ギャラリーでは、市民が利用する時には何か異なることはあるのか。

大野管財担当

利用される市民の方の対象は同じと考えています。

参事

石本委員 第二市民ギャラリーについては、地元の人が使いたくても使えないというケースがあると聞いているが、小手指市民ギャラリーでは使用できるが、第二市民ギャラリーでは使用できないケースというものはあるのか。

大野管財担当 第二市民ギャラリーでは、地元の方が地域集会等で使用することがあります。参事 小手指市民ギャラリーについても、地域集会等の要望があれば使える予定ですので、基本的には同じであると考えています。

石本委員 小手指市民ギャラリーに利用を申請して許可されたとしたら、第二市民ギャラリーでも同じ用途で申請したら許可されるということなのか。

大野管財担当 第二市民ギャラリーについては、要綱上、文化芸術活動及び生涯学習活動などの催しに使えるという形になっています。小手指市民ギャラリーに参事 ついては、それよりももう少し広い範囲で多目的に使えるということ考えています。

石本委員 小手指市民ギャラリーと同様に、第二市民ギャラリーについても多目的に使えるようにする検討は行ったのか。

大野管財担当 第二市民ギャラリーについては、従前どおりの使い方ということで考え参事 ており、そのような検討はありませんでした。

城下委員 追加資料について、この施設は不動産会社等が市に譲渡したものと聞いているが、この施設の提供に当たっては、市から業者に対して提供を依頼したのではなく、業者から市に対して提供があったということによいか。

坂本総合政策
部次長 平成20年1月に、地元の小手指一丁目町会と小手指まちづくり事業協同組合の方々が、小手指北口地区のまちづくり構想を検討し、小手指のまちをどのように作っていくのかという中で、大きなビルが建った時には、公共施設をぜひ入れて欲しいという内容の構想が作られました。その構想については、事業者と市に提出され、それを受けた事業者が、施設の中に公共スペースを設けたいということで、市に提供を申し入れています。

城下委員 このマンションを売却するに当たっては、公共的スペースも入るという広告はあったのか。

坂本総合政策
部次長 事業者のパンフレットに公共公益施設の表記があったことについては承知しています。

城下委員 市が譲渡を受ける前に販売している段階では市の所有物ではなく、あくまでも譲渡は予定であることから、そのような表示の仕方について問題はなかったのか。

坂本総合政策
部次長 予定という形で表記されていたと思いますので、問題はないものと考え
ます。

城下委員 不動産を売却するに際して、公共公益施設という名称が入ることで、資
産価値は上がると思うがどうか。また、公共公益施設が入る物件と入らな
い物件の金額については比較しているのか。

坂本総合政策
部次長 資産価値については承知していません。また、公共公益施設が入る物件
と入らない物件の金額については比較していません。

石本委員 基本協定書の中で転売する規定はどこに当たるのか。

坂本総合政策
部次長 転売については基本協定書の第21条(地位の承継)第2項で、「甲は、
本協定にかかる公共公益施設又はペDESTリアンデッキの所有権を移転
する場合は、本協定を変更後の所有者に承継させなければならない。」と
なっており、承継については、例えば管理費や修繕積立金などを払わなけ
ればならないことなどを変更後の所有者に承継させなければならないと
いうことで、転売に関してはこのような要件がありますが、転売ができな
いということではありません。

安田委員 転売の時には、町内会とか近隣の方々の意見も聞く必要があると思うが、どのような条件であれば売却が可能なのか。

坂本総合政策部次長 公共公益施設として譲渡されたものですので、その用途に合うかどうかの配慮は必要かと思いますが、それを条件に売り払わなければならないということではありませんので、基本的には県や社会福祉法人など、公共の利用に供するものであれば、何ら問題のない売却であると思います。

安田委員 利用目的の変更はできるのか。

坂本総合政策部次長 この協定書については、特に利用目的についての規定はありませんので、広く所沢市民の利用に供するものであれば、用途が変わっても問題はないと理解しています。

安田委員 広く所沢市民の利用に供するものということなので、近隣の方々の意見は聞くということになると思うがどうか。

坂本総合政策部次長 管理組合に話を伺うということはあるかと思いますが。

石本委員	基本協定書の乙は3社となっているが、転売する場合には、乙の3社が事前に協議し、合意が取れば、所沢市に通知するということでよいか。
坂本総合政策 部次長	基本協定書については、乙の3社から公共公益スペースを市に寄附していただくものであり、また、基本協定書の第21条については、乙の3社が例えば管理組合に権利を引き継いでいくという内容となっています。したがって、現在の所有者は事業者の3社ですが、この協定書は、居住者への売却が終了し、事業者から設立された管理組合に全部を引き継いだ後のことも含めた協定となっていますので、乙が第三者に譲渡する場合というのは、居住者に譲渡した場合となります。
松崎委員	小手指市民ギャラリーを5年間維持した場合のランニングコストは、来年度の事業費総額の約1,900万円の5倍ということによいか。
大野管財担当 参事	平成24年度の事業費総額については、約1,900万円となっていますが、平成25年度以降については1,500万円程度となりますので、5年間の事業費総額は約7,900万円となります。
松崎委員	市としては寄附を受けたので所有権はあるが、ランニングコストが高額なので、実質的には賃貸に当たると思うがどうか。

坂本総合政策
部次長

ランニングコストについては、委託費等も含めたものであると思いますが、管理組合に支払う管理費、修繕積立金などについては、この協定書の別記1に記載されており、小手指タワーズディアスカイタワーについては、管理費が毎月3万10円、修繕積立金が毎月1万4,150円かかります。小手指タワーズエバースカイタワーについては、管理費が毎月6万6,710円、修繕積立金が毎月2万3,820円かかりますので、これらの費用については、どの居住者も面積割で払わなければならないものであると考えます。

大館委員

このスペースを売却した場合の価格はいくらになるか。

坂本総合政策
部次長

売却した場合の価格については、2つの施設を合わせると、1億5,700万円程度と試算しています。ただし、この試算については、1階及び2階は賃貸での商業スペースとなっており、売却物件となっている3階の居住棟のうち、販売対象となっている部屋の価格と面積を按分し、平米当たりの単価を算出し、その数字に公共公益スペースの面積を掛けたものであり、居住棟と商業スペースの価格に差がありますので、あくまでも概算として算出したものです。

大館委員

今回の寄附は、日照権やビル風等の迷惑に対するものなのか。

坂本総合政策部次長 今回の寄附については、小手指一丁目町会と小手指まちづくり事業協同組合が小手指のまちづくりをどうしたらよいのかという構想を受けて、事業者が提供したものです。日照権や風害等については、本市の街づくり条例の中で、地域に説明されているものと理解しています。

石本委員 小手指市民ギャラリー管理業務委託料について、この種の公共施設であれば指定管理者制度を活用することになると思うが、なぜ今回は管理業務委託ということになったのか。

桑野財務部長 公の施設については指定管理者の選定ということになりますが、小手指市民ギャラリーについては普通財産として当面は使用するということから、管理委託という形をお願いするものです。管理業務委託については、例えばラク所沢については約2,800万円、所沢サンアビリティーズについては約3,000万円の指定管理料で運営していますので、施設の面積や使い方は異なりますが、2つの施設として考えますと、特に割高ではないと思います。

石本委員 選定の透明性で考えると、委託業者が決まるまでは表に出てこないということについてはどのように考えているのか。

大野管財担当 契約の段階では議会に報告するという形ではありませんが、決算の段階
参事 でどのような形で契約したのかなどについて議論される可能性はあると
思います。

安田委員 市庁舎の市民ギャラリーの競争倍率について伺いたい。

大野管財担当 市民ギャラリーについては毎月1回の抽選を行っていますが、当選者は
参事 1週間程度の期間を選択しますので、毎月4人が当選者となります。毎月
20人以上が応募していますので、5倍から7倍の競争倍率となります。

松崎委員 第二市民ギャラリーの競争倍率はどのくらいなのか。

大野管財担当 第二市民ギャラリーについては、申込順の受付となります。なお、第二
参事 市民ギャラリーの稼働率については、33パーセント程度で、年間では1
20日程度の使用となっています。

石本委員 第二市民ギャラリーの稼働率を上げていくための方策については検討
されたのか。

大野管財担当 市民ギャラリーの抽選会における第二市民ギャラリーのPR、また、施
参事 設自体が古いものであることから、修繕を行うことで稼働率を上げるよう

に努めています。

石本委員

小手指市民ギャラリーは12月29日から1月3日までが休みで、ほとんど開館することになるが、第二市民ギャラリーの開館日についてはどうなっているのか。

大野管財担当
参事

第二市民ギャラリーと小手指市民ギャラリーの開館日については同じです。

松崎委員

第二市民ギャラリーの稼働率の推移について伺いたい。

大野管財担当
参事

第二市民ギャラリーの稼働率については、平成16年度が32パーセント、17年度が21.9パーセント、18年度が35パーセント、19年度が34パーセント、20年度が26.2パーセント、21年度が29.9パーセント、22年度が32パーセントです。

松崎委員

市民総合賠償補償保険料について、これはどのような保険なのか。

大野管財担当
参事

市民総合賠償補償保険料については、市の施設を利用している市民の方がけがをされた場合に、市民に対して保険金が支払われるものであり、全国市長会の保険に加入しているものです。

松崎委員

この保険に対する市民の認知度はどのくらいなのか。

大野管財担当
参事

全市民が対象の保険となっていますので、特に市民の方々には周知して
いません。

城下委員

窓口業務等委託料について、入札により業者が変わるとのことだが、職
員についての入れ替えはないということなのか。

島崎市民税課
長

入札によって事業者は変更となりました。前の事業者の従事者で3名の
うち2名が新しい事業者と契約したと聞いています。

城下委員

2名の職員については、新しい業者が変わったわけだが、個人的に判断
して契約したのか。

島崎市民税課
長

前事業者で働いていた従事者については、1年間の契約社員ということ
で、2月末をもって契約が満了したと聞いています。

城下委員

3名の職員のうち、1名は責任者であると聞いているが、業者が変わる
ことによって責任者は残ったのか。

島崎市民税課
長

責任者であった従事者は、新しい事業者と契約しています。

城下委員

業者が変わることによって、市が新しい業者に対しての引き継ぎなどの事務はどうなるのか。

島崎市民税課
長

新しい事業者については、契約締結後、引き継ぎ及び研修が義務付けられており、引き継ぎについては、前事業者との契約の中で、業者が変更となった場合には、次の事業者に滞りなく引き継ぐことが仕様書の中に入っています。また、新しい事業者については、経験のある職員を配置できるという考え方ですので、地方税法等の知識については、基本的には習得していることから、操作方法などの引き継ぎ及び研修を行っています。

城下委員

相談業務や事務の手續に関して、市の職員が事業者の職員に対してアドバイスをしたことはあるのか。

島崎市民税課
長

この業務については委託業務ですので、実際に業務を行う中で、直接市の職員が事業者の従事者に対して指示等を行うことはありません。指示等については責任者を通して行うことになっています。

城下委員 責任者は1名となっているが、市が業務を行っている時間帯はこの方がいつもいるということなのか。

島崎市民税課長 業務に関する指揮命令は責任者を通じて行いますが、責任者が不在の場合は副責任者が責任者の業務を行います。

城下委員 委託の理由の一つが、財源的なことだったので確認するが、臨時職員で業務を行った場合の時給と、現在の委託業者の時給について伺いたい。

島崎市民税課長 委託契約金額については530万712円で、臨時職員が同じ条件及び同じ時間数で業務を行ったとして計算すると369万6,217円となります。

城下委員 現在の委託業者の時給について伺いたい。

島崎市民税課長 現在の委託業者の時給については、財務部では承知していません。

城下委員 現在の委託業者の時給はいくらなのか。

島崎市民税課 長	臨時職員の時給はわかりますが、委託契約は総額となっていますので、委託業者の時給についてはわかりません。
城下委員	委託業者の時給については試算していないということなのか。
島崎市民税課 長	平成22年12月議会において、従事者1人当たりの単価については、2,000円程度であると試算しています。
城下委員	平成22年12月議会において、1人当たりの単価としては、2,000円程度と答弁したということでしょうか。
島崎市民税課 長	従事者1人当たりの単価については、消費税を含む設計金額を時間数で割り返しますと2,090円となります。
石本委員	個人市民税納税通知書作成委託料について、国保など他の税については、個人市民税と同じ業者と契約することになるのか。
島崎市民税課 長	個人市民税納税通知書作成委託料については指名競争入札ですが、固定資産税や国民健康保険税については、入札の結果として、同じ業者になる場合もあります。

石本委員	国民健康保険税などの通知書をまとめて送付した方が安くなるのと思うが、他の税などと一緒に送付することについては検討したのか。
島崎市民税課長	それぞれ課税の時期が異なりますので、一緒に送付することについて、検討したことはありません。
安田委員	窓口業務等委託料について、コスト以外のメリットはあるのか。
島崎市民税課長	委託するメリットについては、仕様書に基づいて業務を委託していますので、そこに関わる職員の手間などが大幅に省けるものと考えています。臨時職員で業務を行うとなりますと、常に人事管理の対応が必要となりますので、委託の方がよいと考えています。
桑野財務部長	業務委託のメリットについては、元々この業務は職員が行っていましたが、委託により、市民税課の職員が1名減となったというコスト面のメリットがあります。また、窓口業務を委託することにより、以前よりも職員が専門的な業務に従事できるというメリットがあります。
安田委員	既に専門的な知識を持ち、研修を積んだ人が窓口業務を行うということ でよいか。

島崎市民税課長 仕様書には業務内容をすべて示していますので、その業務を行うことができること、また、研修を受け、業務内容に精通した従事者を確保して、業務に臨むという形になっています。

安田委員 委託先については、業務内容に精通した従事者がたくさんいて、例えば従事者が休んだ場合は、他の従事者が業務を行うのか。

島崎市民税課長 委託先については、欠員が出ないような形で、人材を確保しているものと考えています。

安田委員 業者を選定する際の個人情報の取扱いについては、どのようになっているのか。

島崎市民税課長 今回は指名競争入札で行いましたが、指名業者の選定の段階で、個人情報保護について、適正に体制を整備しているという認証であるプライバシーマークを取得している業者に限定していること、契約に当たっては個人情報の保護に関する特記事項の順守を義務付けていること、また、実際に業務の執行においては、業務区分の徹底、端末へのアクセス制限、アクセス履歴の記録、誓約書の提出などを行い、個人情報の保護には十分配慮しています。

城下委員	委託業務については1年間行ってきたが、3名の従事者の中で職員が入れ替わったことはあったのか。
島崎市民税課長	昨年受託していた事業者の中では、1名が途中で入れ替わっています。
松崎委員	1人の正規職員が減って、3人の従事者が増えたという理解でよいか。
島崎市民税課長	正規職員については平成23年4月から1名減となりましたが、委託したのは3人分ということではなく、窓口の2席分です。
松崎委員	その2席に対して3人が従事するということでよいか。
島崎市民税課長	2人が従事し、1人は交替要員となります。
城下委員	2席分を委託して、そのうちの1名が責任者で、1名が副責任者ということなのか。
島崎市民税課長	従事者は3名ですが、1名が責任者で、残りの2名のうち1名が副責任者となります。

松崎委員	3名の従事者が市役所にいつも来ているということでよいか。
島崎市民税課 長	常時2名の従事者が市役所に来ているということになります。
安田委員	誓約書については交替する方も署名しているということでよいか。
島崎市民税課 長	そのとおりです。
石本委員	責任者が休んだ場合はどうなるのか。
島崎市民税課 長	責任者が休んだ場合は副責任者が責任者の業務を行います。
城下委員	コールセンター委託料について、業者が変わることはあるのか。
三上収税課長	コールセンター委託業者選定については、指名競争入札により決定していることから、来年度については業者が変わることもあります。

城下委員

この委託料については、埼玉県緊急雇用創出基金を使うとのことだが、この基金がなくなっても市単独で行う必要性はあると議案質疑で答弁しているが、平成24年度予算編成方針の国・県支出金のところで、「補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、市費への振替は行わないこととする。」となっていることから、答弁と予算編成方針との整合性はどのように図られているのか。

桑野財務部長

施政方針等については、基本的な方針を掲げているものであり、その中でも必要な事業となった場合については、事業を継続するという考えはありますので、この事業については実施計画の中で引き続き行っていくという意思表示はしています。

安田委員

業者を選定する際の個人情報の取扱いについては、どのようになっているのか。

三上収税課長

業者の選定における個人情報保護については、委託仕様書に財団法人日本情報処理開発協会が認証するプライバシーマークの取得業者に限定しています。また、契約時には、所沢市委託業務に係る個人情報の取扱いに関する特記事項を契約書に添付するほか、所沢市個人情報保護条例を遵守するよう誓約書の提出を求めています。また、業務の実施に当たり、システムの使用の制限、端末へのアクセス制限、従事者を対象とした個人情報

の取扱いについての研修を行うなど、個人情報の徹底を図っています。

石本委員

市税等過誤納還付金及び還付加算金について、過去の還付金の状況はどうなっているのか。

三上収税課長

市税等過誤納還付金及び還付加算金の金額については、平成16年度までは1億円に満たなかったものの、17年度以降は株式譲渡や利子配当等の地方税の源泉徴収が始まったこと等により1.5倍の1億5,000万円程度で推移しています。20年度については、税源移譲から更に増加し、4億6,000万円となっています。21年度については、世界的な経済恐慌の影響を受けて、7億2,000万円となりました。その後、年金の特別徴収の導入もありますが、1億5,000万円から1億6,000万円に推移しています。

休 憩（午後3時2分）

再 開（午後3時15分）

安田委員

個人市民税について、均等割額の対象者が2,500人減ったとのことだが、その対象者はどのように計算されたのか。

島崎市民税課長 均等割額及び所得割額については、毎年7月1日現在での課税状況等の調を行う中で課税実績者数が算出されます。それに追加課税等を加えたものをその年度の実績値とみなし、あとは人口の推移、経済状況等を勘案して対象者を見込んでいます。

安田委員 なぜ、人口の推移、経済状況等を勘案して均等割額の対象者を計算するのか。

島崎市民税課長 平成23年度は補正予算で減額しましたが、年度当初においては、前年はリーマンショックの影響で個人所得がかなり下がっており、当然均等割額の対象者が減ったということを踏まえて、23年度の対象者は増えるものと見込みました。また、経済状況については、景気の状態を踏まえながら判断しています。

安田委員 人口の推移や経済状況については、何らかの指標に基づいたものではなく、勘のようなもので対象者を見込んでいるのか。

島崎市民税課長 課税状況等の調や経済指標における近年の傾向を踏まえながら、対象者を算出しています。

石本委員	対象者については、当初予算と決算でどのぐらいの差異があるのか。
島崎市民税課 長	均等割については、2,500人の減です。
城下委員	個人市民税の年少扶養控除の廃止により、7億5,400万円の増とのことだが、新たに増税となる人数については把握しているのか。
島崎市民税課 長	年少扶養控除廃止の対象者については、16歳から18歳までの圧縮分、及び16歳未満の計4万1,700人程度と見込んでいますが、扶養義務者の人数については、世帯構成が異なりますので、何名の義務者の方が増額となるということについてはわかりません。
城下委員	国有提供施設等所在市町村助成交付金について、路線価方式となり、5年に1度の改定が、これからは毎年見直しが行われるとのことだが、5年に1度から毎年に見直しを実施されることになった背景はあるのか。
三上財政担当 参事	国有提供施設等所在市町村助成交付金については、国では毎年度改正することにより、台帳価格と算定基礎価格を近づけようとしているのではないかと思います。

城下委員 地方交付税について、特別交付税の中に消防の広域化にかかわる財源として4,685万円が計上されていると思うが、これは消防広域化の準備段階ということで単年度の交付ということでよいか。

三上財政担当 消防広域化に伴い、臨時的に要する経費の一般財源所要額の2分の1に
参事 ついては、平成24年度の特別交付税で措置されるというものであり、単年度のものではないかと考えます。

城下委員 児童福祉費一部負担金について、保育料の改定分による増額はどのくらいなのか。

三上財政担当 児童福祉費一部負担金については、昨年度の当初予算額との比較では、
参事 1億8,371万円が増額となっています。

石本委員 防衛施設周辺消防施設整備事業補助金について、この補助金はどのようなものに対して補助されるのか。

三上財政担当 消防本部が平成24年度に購入する救助工作車 型に対する補助金で
参事 す。

城下委員 消防費県補助金について、2つの補助金は消防広域化にかかわるものなのか。また、事業によっては今後も補助されるのか。

三上財政担当 消防費県補助金のうち、消防救急無線の広域化・共同化検討組織運営支援事業費補助金については、消防救急無線のデジタル化の基本設計に対する補助金であり、広域化連携支援事業費補助金については、消防広域化に伴う情報システム整備の関連費用に対する補助金です。いずれも今後の補助については、現段階ではわかりません。

石本委員 前年度繰越金について、毎年度10億円を計上しているが、実際の繰越金の実績はどうなっているのか。

三上財政担当 前年度繰越金の実績については、21年度が28億3,541万円、22年度が22億5,175万9,000円でした。

石本委員 毎年度10億円を計上しているが、実績ベースで繰越金を計上することはできないのか。

三上財政担当 前年度繰越金については、繰り越した金額の2分の1を下らない額については、財政調整基金等への積み立てあるいは起債の繰り上げ償還などに充てなければならないことから、実績ベースでの予算計上はしておりませ

ん。

石本委員

平成22年度における繰越金の実績は約22億円とのことだが、11億円を財政調整基金に積み立てて、残りの11億円は起債の繰り上げ償還に充てたということでしょうか。

三上財政担当
参事

繰越金については、9月議会の補正予算で繰越金の精算をお願いしており、原則としては、まず施設整備基金残高を10億円に戻させていただき、残りを財政調整基金に積み立てるといった形をとっていますが、年度開始から半年が経過し、新たな事業費が出てきた場合、その財源として充てる場合もあります。

城下委員

全庁的な基幹情報システムに関わる予算の総額は約21億円とのことだが、システムの更新や保守に対する国や県からの補助金額はいくらか。

三上財政担当
参事

一般的に、システムの改修等に対して国や県が補助金を出す場合については、例えば子ども手当のような国の施策については補助されることが多いのですが、市の裁量で行う施策については、国等が補助金という形で、なかなか面倒は見てくれないと思います。

石本委員 臨時財政対策債について、今までは不交付団体だったので赤字地方債と言われていたが、交付団体となれば、国から何らかの裏付けがあるということでしょうか。

三上財政担当 臨時財政対策債の元利償還金については、翌年度以降の交付税算定において基準財政需要額に算入されますが、これは交付団体、不交付団体にかかわらず算入され、また、借りる、借りないにかかわらず、理論値で算入されます。

城下委員 消防施設整備債について、この中で消防広域化にかかわる部分はどのくらいあるのか。

三上財政担当 消防施設整備債のうち、消防広域化にかかわる起債については、通信指令センターの改修工事が510万円、消防通信指令機器の購入が1億4,190万円となっており、その他については、消防車両の整備等となっています。

石本委員 宮前小学校など航空自衛隊入間基地に近い小・中学校では、飛行機による防音対策として、エアコンなどを設置する場合には国から補助されるが、それはどの補助金に当たるのか。

三上財政担当
参事
宮前小学校などの冷暖房設備にかかる維持費については、教育費国庫補助金のうち、小学校費補助金あるいは中学校費補助金における防音事業関連維持費補助金で国から補助されています。また、設置工事については別の補助金となります。

石本委員
平成24年度予算編成方針について、補助金等の削減については、既存の補助金等について廃止を含めた徹底的な見直しを行うことになっている。市民フェスティバル補助金については、昨年度比で100万円の減額となっているが、補助金全体でどのぐらいの見直しを行ったのか。

三上財政担当
参事
補助金を増額する場合は、補助金等審査委員会に諮りますが、減額等の見直しについては、各所管にお願いしています。市民フェスティバル補助金については、担当課が100万円を減額してもできるという判断の下に予算を要求してきたものです。予算編成方針における補助金等については徹底的に見直しをしていただきたいという方針を各課へ示したものです。

石本委員
その他の補助金については、徹底的な見直しはしていないということなのか。

三上財政担当
参事
担当課で徹底的な見直しを行った結果、前年度と同額の予算要求となった補助金もあると考えています。

城下委員

市民フェスティバル補助金については、団体と合意した上で減額したのか。

三上財政担当
参事

団体との同意については確認していません。

【議案第8号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後3時48分）

（説明員交代）

再 開（午後4時0分）

議案第 8 号「平成 2 4 年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

【意 見】

城下委員

議案第 8 号「平成 2 4 年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分について、歳入歳出それぞれ項目ごとに意見を申し上げます。

歳入では、予算書の 2 4 ページの地方交付税、特別交付税のうち消防広域化関連予算、2 5 ページの児童福祉費一部負担金のうち保育料値上げ分、4 0 ページの県支出金の消防広域化に関わる補助金、5 3 ページの消防雑入の 5 市の消防広域化準備費負担金受入金、起債の消防広域化に関わる部分について反対です。

歳出では、歳出予算説明書の 8 ページの賃金計算業務委託料、アウトソーシングに関わるものです。臨時職員賃金の計算等を社会保険労務士にアウトソーシングをするものですが、現場の負担軽減も必要とは考えますが、本来こうした分野は担当部局が責任を持って対応すべきものであり、安易なアウトソーシングは認められません。なお、担当部局としても対応できないということであれば、市として全庁的な考えで対応すべきものでした。

2 3 ページの市の仕事公開評価事業にかかる謝礼と行政経営推進委員会委員報償については、財政効率化が優先となり、住民福祉の視点が欠けている点で認められません。4 8 ページの窓口業務等委託料については、市民の個人情報扱う場を財政効率化の視点で民間委託するものであり、情報漏えいの視点、今回は昨年と違う業者が受託するという点、また、

当初より指摘してきた経費面でも市の臨時職員で行う方が経費削減になることも明らかで認められません。50ページのコールセンター委託料については、これも個人情報に関わる部分を徴税強化として民間に引き続き任せるものです。議案質疑でも指名競争入札ということで業者も替わる可能性があることがわかりました。不況が長引き市民の貧困化も深刻になる中、市民相談などを通じて必要な支援を市として行うべきだと考えます。

193ページの消防広域化事業費については、先の12月議会でも述べたように市民の安心・安全の面や財政面からも広域化によるデメリットの方が多いと認められません。197ページの所沢市国民保護協議会委員報酬については、東日本大震災後、地域の防災力の強化をする時期であり、テロ等を想定したこの予算は認められません。なお、基幹情報システム関連予算については、総額約21億円という答弁をいただいておりますが、業者の言いなりになるような状況を避けるためにも市の職員がこのような部分を担えるような人材育成、職員確保をしていくべきであるとの意見を申し上げまして、日本共産党所沢市議団としての反対の意見といたします。

石本委員

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分について、民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。

まず、総合政策部所管部分についてです。人件費に関わる部分では、確かに市民の多様な要望などに対応しなければならないご苦労については、

ある程度一定の理解は示しますが、人件費の削減の裏側で臨時職員の人件費及び市の業務の委託化で委託料が増大していることも事実です。このことは市民から見れば大変わかりづらいです。今後、人的資源の配置に関して、選択と集中を今以上に取り組んでいただきたい。また、この部分は市民からも大変関心度が高いので業務量に対するトータルの人件費がどれくらいかかっているのか、来年以降はぜひ議案資料で提示していただきたいことも要望とします。

次に、基幹情報システム更新計画推進事業ですが、システムに関して全庁で総額約21億円の費用がかかっていることがわかりました。開発に関しては一般質問などで多くの議員から指摘されていますが、今後の入札などでRFI、RFPの視点も含め競争原理を働かせ、委託料の引き下げに努めていただきたい。また、オープン化に伴う経費についていくらか妥当なのかとの質疑に対し、704万9,000円のコンサルタント料を支払っていることが質疑を通してわかりました。しかし、オープン化に伴う料金を引き下げれば、それに伴いコンサルタント料が増額するなどインセンティブを与えるべきだと考えます。今後のコンサルタント委託契約に関しても見直しを検討していただきたい。

次に、公共施設マネジメント事業ですが、まもなく作成される公共施設マネジメント白書をどのように活用していくのかにかかっています。他の自治体の事例を見ると、学校や公民館など教育財産が一番多いのが特徴です。また、教育委員会の了解が得られず、教育財産を有効活用できない事

例が多いのが現状です。今後、財政が厳しくなる中で、公共施設マネジメント白書がただの市有財産のリストにならないよう、市有財産に関して聖域なく切り込み、活用していただくことを切に望みます。

次に、財務部所管部分についてです。（仮称）小手指市民ギャラリー運用事業は地元住民の方々にとって市民サービスの向上となることは言うまでもありません。運用方法は現在のところ、市庁舎市民ギャラリーの補完施設及び芸術文化や生涯学習などの施設として利用するとのことですが、今後は市民の要望などを的確に把握し、運用方法にも柔軟に対応していただきたい。また、小手指市民ギャラリー管理業務委託料については競争原理を働かせていただきたいと思います。

次に、消防本部所管部分についてです。応急手当・AED実技講習推進事業については大変素晴らしいと思います。今後、高齢化が進めば、AEDが必要となり、また利用されるケースが増加していくことは必至です。消防広域化後もこの事業に関しては引き続き広めていただきたいと思います。

消防広域化事業費については昨年12月議会で議決された以上、来年4月の消防広域化に向けて、市民サービスに影響がなきよう準備を進めていただきたいと思います。しかし、広域議会は広域化後の平成25年4月以降に初めて開催されるので、広域化後の1年目の予算は全く議会の関与ができません。広域化後の最初の予算はその後の予算のベースとなる意味でも大変重要です。そのため、管理者専決で平成25年度の際には所沢市の

分担金のみが審議されます。所沢市が人口規模、財政規模から、市長が広域消防組合の初代管理者になることは濃厚です。入間、狭山、飯能、日高の各市長との分担金などを決める交渉では、市長には所沢市が不利益にならないよう、恐れず、ひるまず、遠慮せずに臨んでいただきたいことを望みます。

最後に、予算編成方針についてですが、議案資料ナンバー 2 の 6 ページにおいて「既存の補助金等について廃止を含めた徹底的な見直しを行うこと」と書かれていますが、質疑を通して、市民フェスティバルの補助金 100 万円減以外については、補助金の見直しがされるのかどうか不明でした。今後は予算編成方針を打ち出している財務部に今までよりもリーダーシップを持って予算編成をしていただきたいことを望みます。

以上を申し述べて、賛成の意見といたします。

松崎委員

みんなの党 所沢を代表して、議案第 8 号「平成 24 年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分について、賛成の立場から 3 点ほど意見を申し上げます。

1 点目は、正規職員の給与に関して、官民格差が取り上げられている中、給与約 102 億円に対して、手当込みの給与が 170 億円と月額給与と比較して高額で市民にとってわかりづらいことがわかりました。厳しい景気の中、官民格差の是正を求めます。2 点目は、公共施設の地域格差です。新興住宅の地域には多くの公共施設ができている中、従来地域には住民

にとって不便な公共施設がまだ残っていることがわかりました。3点目は、システムに関して、今回オープン化に踏み切りコスト削減を図ろうと努力をしていることは大変評価いたします。今後のコスト削減の努力を見込んで賛成の意見といたします。

福原委員

議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分について、公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

基幹情報システム更新計画推進事業につきましては、汎用機利用廃止のスケジュールを4年間早めたことについて、まず評価したいと思います。そして、更新計画にあります総合的経費の削減、競争原理を生かした調達
の透明性の確保、また、日進月歩によりさらに進んでいる新たな技術情報
による更なる情報システムの効率化について計画的に推進していただく
ことを述べて意見とします。

安田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、議案第8号「平成24年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分に賛成の立場から意見を申し上げます。

2款総務費、職員管理費の賃金計算業務委託料、臨時職員賃金計算業務アウトソーシング事業ですが、質疑や議案資料では、臨時職員管理業務の中で、賃金支払業務が業務全体の約6割を占めていること、本事業によって、6.3人分の経費節減が図られることがわかりましたので、ぜひ無事

に成功させてサービスの向上に努めていただきたいと思います。

次に、行政管理費の行政経営推進委員会委員報償及び公共事業評価委員会委員報償について、ともに効率の良い行政経営を行うために必要な委員会委員への報償ですが、過去形骸化が心配されていましたが、本年度は昨年度と異なる事業に積極的に取り組んでいこうとする姿勢を評価いたします。こちらも事業を無事に執行して行政サービスの向上に努めていただきたいと思います。

市民税等賦課事務費の窓口業務等委託料と徴税事務費のコールセンター委託料について、まとめて意見を申し上げます。窓口業務等委託及びコールセンター委託は、民間の知識やノウハウ等を活用して行政サービスの質の向上やコストの削減などの効果が期待できる極めて重要な事業であると考えています。個人情報の保護については、特段配慮と慎重な取扱いが必要となることは当然であり、業者選定の段階で個人情報に関する社内規定を有する事業所で、かつ、プライバシーマーク取得事業者を対象としていること、また、契約においては受託事業者に委託業務にかかる個人情報と取扱いにかかる特記事項の遵守を義務付け、従業者から秘密保持誓約書を提出させています。また、業務を行う際には、業務区分の徹底、端末へのアクセス制限、アクセス履歴の記録など個人情報の管理、漏えい防止については万全の体制で臨んでいることから各事業の実施に特に問題ないものと考えます。次に、窓口業務委託のコスト面ですが、臨時職員の賃金と比較し高いことが述べられていましたが、当該業務委託は専門的な研

修を受け、専門的な知識を持った従事者が開庁日すべての日程及び時間において確保されることで安定的に業務の遂行が担保されるとのことでした。さらに臨時職員の場合、人事管理におけるコストもかかることから、単に賃金単価の比較のみをもって予算反対にまでは至らないと考えます。

次に、9款消防費、消防広域化事業費及びその他消防広域化に関する予算について賛成の意見を申し上げます。消防の広域化につきましては、平成23年12月定例会において、埼玉西部消防組合設立について、構成市すべての議会にて可決されました。質疑で確認をさせていただきましたが、本定例会上程予算は多少の変更はあったものの従来の計画どおりとのことでした。また、広域構成市ごとの今までの整備予算の投入状況の違いを単独で整備した場合と仮定した按分計算方法を採用するなど不公平感のない負担になるよう配慮されていました。そのような点からも平成24年度当初予算は、平成25年4月1日の組合の設立に向けた必要な予算であり、適切なものと認識ができました。したがって引き続き平成24年度の消防広域化事業に、よりスムーズに組合へ移行できるよう意見を申し上げます、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第8号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと
決定した。

散 会 （午後4時18分）